# 令和８年度第２回
# 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議　議事次第

令和８年 10 月 13 日（火）
13:15～14:15
第一会議室及びオンライン（Teams）

１　開会

２　議題

（１）報告事項

① 地域包括ケア推進事業の令和８年度上期の実施結果及び
今後の実施予定について

② 社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

（２）提案事項

３　閉会

【配布資料】

１．議事次第

２．資料１

３．資料２

４．資料３

※資料３は非公表

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域包括ケア推進事業の
# 令和８年度　上期の実施結果及び今後の実施予定について

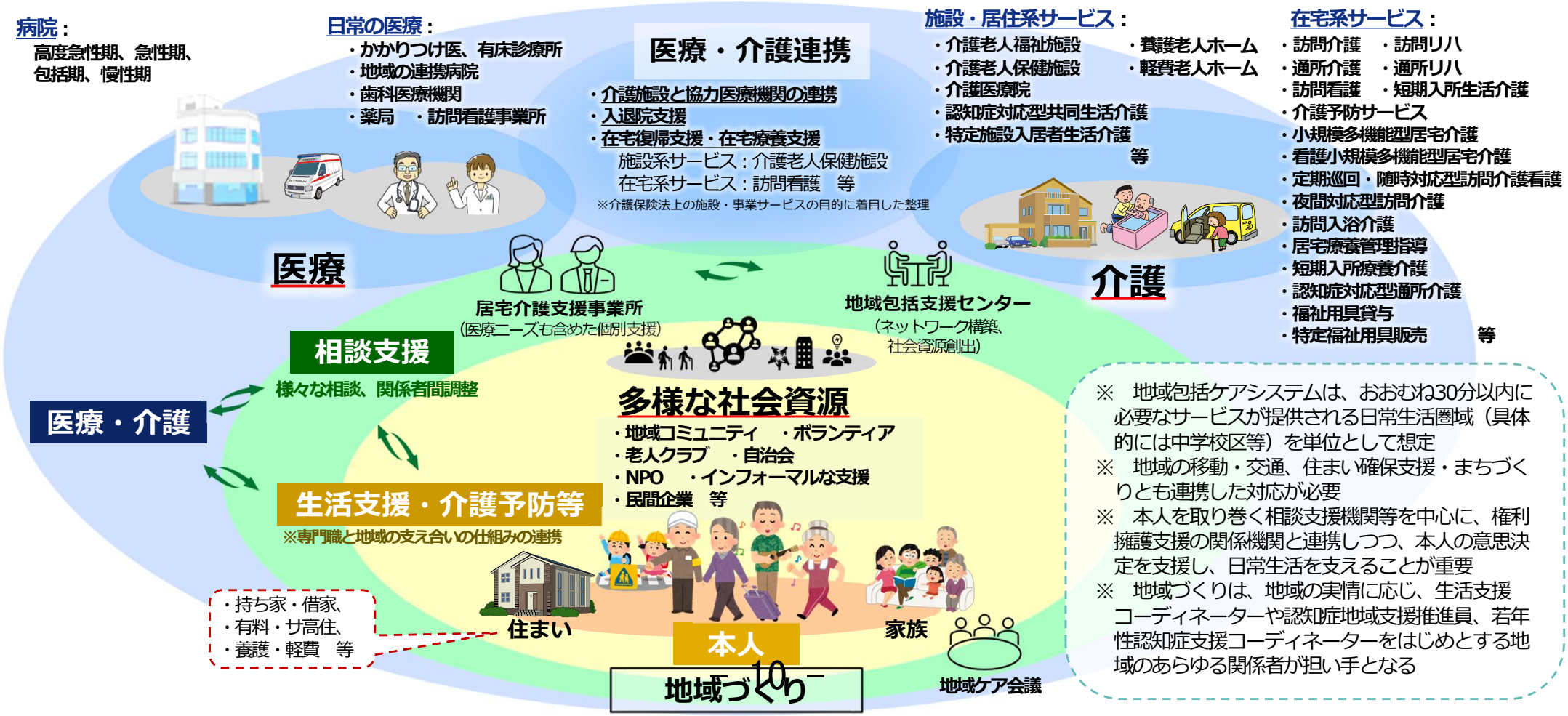
関東信越厚生局地域包括ケア推進課

# 2040年に向けた地域包括ケア推進事業の目指すもの

○　介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。**

○　2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要**。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差**。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。

○　地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが引き続き必要。そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。




※　地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区等）を単位として想定

※　地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要

※　本人を取り巻く相談支援機関等を中心に、権利擁護支援の関係機関と連携しつつ、本人の意思決定を支援し、日常生活を支えることが重要

※　地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる

# 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ

ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

## 基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心なくらしをささえます。

## 職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえつつ、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

〇地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
〇行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
〇行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

〇公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
〇法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
〇自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

# 関東信越厚生局の取組について～3つのつなぐ～

## 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

○ 関東信越厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」３つの取組を進めています。

### 局全体としての取組

地域包括ケア推進本部会議

管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため国の視点から都県と市区町村に対する必要な支援について、局内都県事務所を含めた体制で協議しています。

### 自治体の後方支援としての主な取組

【取組例】

1．国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。



地域包括ケア応援セミナーの開催

2．自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していけるよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。

地域包括ケア推進都県協議会・分科会の開催



事例研究会の開催（市区町村同士の意見交換）

3．地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、都県等へ訪問、助言なども行っています。

また、地域で活動しているＮＰＯ等の関係団体とも協力の上、自治体支援に取り組んでいます。



自治体と企業をつなぐマッチングイベントの開催（多主体協働をめざして）

# 地域包括ケア推進の取組（関東信越厚生局）

## 局内による連携

- H28～ 地域包括ケア推進本部会議
- H30～ 認知症サポーター養成講座
- R1～ 自治体への情報提供

## 普及・啓発事業

- H28～ 都県協議会
- H28～ 指定都市意見交換会
- H28～ 地域包括ケア応援セミナー
- H28～ 制度改正等説明会
- H30～ 都県協議会分科会（都県担当者）
- H30～ 事例研究会（市町村担当者等）
- R7より実施 新任職員に向けた研修
- H28～ 他省庁との連携

国の施策方針や自治体のニーズにあわせテーマを設定し継続的に実施

## 市町村伴走支援事業

- R2～ 地域づくり加速化事業（伴走的支援）
- R3～ 在宅医療・介護連携推進支援事業
- R3～ 高齢者住まい生活支援伴走支援事業
- R6～ 関信厚生局独自伴走支援事業

都県の要請に応じて支援を実施

## 本省関係業務

補助金審査交付業務

- H29～ 地域支援事業交付金
- H29～ 地域医療介護総合確保基金（介護施設・介護人材）
- R3～ 後期高齢者医療特別調整交付金

- H29～ 介護保険事業（支援）計画ヒアリング
- R2～ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施自治体ヒアリング、意見交換会

# 令和8年度　関東信越厚生局地域包括ケア推進課　年間スケジュール（予定）

| 事項 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **地域包括ケア推進本部会議** | 4/14<br>第1回開催 | | | | | | 10/13<br>第2回開催 | | | | | |
| **都県協議会** | | | | | 8/28<br>都県協議会 | | | | | | | |
| **介護保険事業（支援）計画関係業務<br>第10期計画策定支援** | | 5/25<br>計画策定準備ｾﾐﾅｰ<br>①計画の方向性 | | 7/2<br>計画策定準備ｾﾐﾅｰ<br>②認知症関係 | 8/26<br>計画策定準備ｾﾐﾅｰ<br>③住まい関係 | | 自治体による計画策定ｾﾙﾌﾁｪｯｸ | | | | | |
| **地域包括ケアシステムの普及啓発、構築支援に関する研修・セミナー** | | | 6/19<br>地域包括支援ｾﾝﾀｰの事業評価を通じた機能強化のための研修 | | 8/4<br>保険者機能強化推進交付金等に係る研修（第１回） | | 10/19<br>在宅医療介護連携ｾﾐﾅｰ(地域医療構想) | 虐待関係セミナー | 医介連携研修会 | 多職種連携ｾﾐﾅｰ(医介連携) | 保険者機能強化推進交付金等に係る研修（第２回）<br>加速化事業ﾌﾞﾛｯｸ別研修会 | |
| | 地域包括ケア新任担当職員動画研修（関東信越厚生局YouTube公式チャンネル） | | | | | | | | | | | |
| **関係省庁連携** | 4/28<br>関東運輸局との連携協定締結<br>4/28、5/21<br>官民連携情報交換会 | | 6/25<br>関東省庁間ﾈｯﾄﾜｰｸ連絡会<br>6/29<br>移動支援合同セミナー（関東運輸局） | 7/8<br>官民MEET（関東経産局） | | | | 11/25<br>官民連携合同セミナー（関東経産局） | 移動支援合同セミナー（関東運輸局） | 居住支援合同セミナー（厚生局、関東地方整備局） | 農福連携合同セミナー（関東農政局） | |
| | 定例会議、連携事業の企画立案、先進事例の視察、省庁連携セミナー　等 | | | | | | | | | | | |
| **地域づくり加速化事業（伴走支援）** | | | | 現地支援（第1回） | | | 現地支援（第2回） | | | 現地支援（第3回） | | 報告会 |
| **認知症施策関係** | | | | 7/23<br>認知症施策推進ｾﾐﾅｰ | | | | | | | | |
| **高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施** | | | | | | 自治体ヒアリング | | | 意見交換会 | | | |

# 1　地域包括ケア推進本部の運営

## 地域包括ケア推進本部

○　**令和８年度第１回　地域包括ケア推進本部会議（４月１４日）（第1会議室　ハイブリッド）**

（１）報告事項

①　地域包括ケア推進課の業務概要

②　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

③　地域包括ケア推進事業の令和７年度の実施結果について

（２）提案事項

①　令和８年度の地域包括ケア推進に関する取組予定

②　都県事務所等への協力依頼について

③　令和８年度　定例報告の情報提供について

○　**令和８年度第２回　地域包括ケア推進本部会議（10月１３日）（第1会議室　ハイブリッド）**※本日の会議

（１）報告事項

①　地域包括ケア推進事業の令和８年度上期の実施結果及び今後の実施予定について

②　社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

（２）提案事項

# 2　認知症サポーター養成講座の開催

## 認知症サポーター養成講座

5月に都県事務所に開催の希望調査を行い、令和８年度は２事務所より認知症サポーター養成講座の開催の申し出がありました。今年度は既に開催しました本局を含め、３カ所で行います。

| 主催 | 開催日 | 開始時間 | 場所 | 講師 |
|---|---|---|---|---|
| **本局** | 9 / 2 (水) | 13:15～14:45<br>15:15～16:45 | 関東信越厚生局　第一会議室 | 認知症サポーターキャラバン・メイト<br>ケアまち研究室あかり　和泉　敦子　氏<br>荒井　秀哲　氏 |
| **千葉事務所** | 1 /18(月) | 14:00～15:30 | 千葉港湾合同庁舎　会議室 | 千葉市あんしんケアセンター中央<br>センター長　谷口　さなえ　氏 |
| **長野事務所** | 2 / 5 (金) | 14:00～15:30 | 長野第２合同庁舎　会議室 | 認知症介護研究・研修東京センター客員研究員<br>主任介護支援専門員　那須野　勇一　氏 |








# 3　管内都県等の支援

## 都県との意見交換等

○　**地域包括ケア推進都県協議会　（８月２８日）（第１会議室　ハイブリッド形式）**

管内市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進するための都県関係課長級による意見交換の場

参加者：１０都県６１名

「第１０期介護保険事業（支援）計画策定に向けた取組状況」について意見交換

「第１０期介護保険事業（支援）計画策定に向けた取組状況以外」についての意見交換





# 4　地域包括ケアシステム等の普及・啓発、構築支援に関する研修・セミナー①

## 普及・啓発事業（イベント）

○　**地域包括ケアシステムの構築支援に関する研修・セミナー**
主として地域支援事業に関わる分野について、自治体担当職員を対象とした研修やセミナーを開催する
・地域包括支援センターの運営　・在宅医療・介護連携　等

○　**地域づくり加速化事業（伴走支援）　ブロック別研修会（年1回）**
地域づくり加速化事業で自治体支援を実施したテーマを中心に企画し自治体向けに研修会を検討中

| 内容 | 講演者 | 実施時期　※ |
|---|---|---|
| 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化のための研修会 | 行政説明：厚生労働省老健局　認知症施策・地域介護推進課　企画調整係長　宇山　裕　氏<br>講師：国立保健医療科学院　医療・福祉サービス研究部　上席主任研究官　大夛賀　政昭　氏 | 令和８年６月19日 |
| 在宅医療・介護連携セミナー（地域医療構想） | 行政説明：厚生労働省医政局　地域医療計画課　主査　渡邊　拓実　氏<br>基調講演：福岡国際医療福祉大学　学長　松田　晋也　氏 | 令和８年10月19日 |
| 関東経産局と合同セミナー（官民連携） | 行政説明：経済産業省、関東経済産業局、厚生労働省、関東信越厚生局<br>講演：(株)ジェイエムインテグラル 執行役員 安江 輝　氏（元長野県伊那市職員） | 令和８年11月25日 |
| 虐待関係セミナー | 調整中 | 令和８年11月（予定） |
| 医療・介連携研修会 | 調整中 | 令和８年12月（予定） |
| 多職種連携セミナー（医介連携） | 調整中 | 令和９年１月（予定） |
| 地域づくり加速化事業ブロック別研修会 | 調整中 | 令和９年２月（予定） |

※実施後、限定公開でアーカイブ配信

## 保険者機能強化推進交付金等についての研修会

○　**保険者機能強化推進交付金等（インセンティブ交付金）に係る研修**

| | 内容 | 講演者 | 実施時期　※ |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 交付金の概要説明、自己評価の付け方、評価結果の活用方法等についての研修会 | 行政説明：厚生労働省老健局　介護保険計画課　保険者機能強化推進交付金専門官　田代　善行　氏<br>講演：国立保健医療科学院　医療・福祉サービス研究部　上席主任研究官　大夛賀　政昭　氏<br>事例発表：江津市 | 令和８年８月４日 |
| 第２回 | 令和8年度評価結果の分析と活用等についての研修会 | 調整中 | 令和９年２月（予定） |

※実施後、限定公開でアーカイブ配信

# 4　地域包括ケアシステム等の普及・啓発、構築支援に関する研修・セミナー ②

## 地域包括ケア新任担当職員動画研修（関東信越厚生局YouTube公式チャンネル）

地域包括ケアシステムの構築に携わる新任の自治体職員等を対象として、介護保険制度や地域支援事業等に関する基礎知識を学ぶ機会を提供する

| | 内容 | 講演者 | 配信時期 |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域包括ケアシステムについて | 千葉県松戸市福祉長寿部　高齢者支援課課長補佐<br>菊池　一　氏 | 令和７年11月 |
| 2 | 在宅医療・介護連携推進事業について | 千葉市保健福祉局健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター 所長<br>久保田　健太郎　氏 | 令和７年12月 |
| 3 | 生活支援体制整備事業について | 医療経済研究機構<br>副部長　中村　一朗　氏 | 令和７年12月 |
| 4 | 認知症総合支援事業について | 認知症・介護研究東京センター<br>センター長　粟田　主一　氏 | 令和８年1月 |
| 5 | 地域包括支援センターについて | 東京都国立市健康福祉部　地域包括ケア推進担当課長<br>小山　茂孝　氏 | 令和８年２月 |
| 6 | 認知症の人が安心して外出できる地域づくり | 認知症介護研究・研修東京センター<br>センター長特任補佐　永田　久美子　氏<br>埼玉県警察本部　生活安全部人身安全対策課　課長補佐 | 令和８年３月 |
| 7 | 高齢者の住まい支援について | 日本社会事業大学　大学院　福祉マネジメント研究科<br>教授　井上　由起子　氏 | 令和８年５月 |
| 8 | 要支援・要介護認定申請から認定までの流れ① | 流山市社会福祉協議会<br>事務局長　早川　仁　氏 | 令和８年９月 |
| 9 | 介護認定審査会について② | 流山市社会福祉協議会<br>事務局長　早川　仁　氏 | 令和８年９月 |

# 5　介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援<br>認知症施策に関する業務

## 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

○　**介護保険事業（支援）計画策定の進捗に関する都県セルフチェックの支援（10都県）**

第９期介護保険事業（支援）計画に基づく取組の進捗状況及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定状況を把握するため、厚生労働省老健局介護保険計画課から示された「令和８年度　都道府県ヒアリング状況報告票」の活用により、都県において計画策定の進捗に関するセルフチェックを行い、その結果を関東信越厚生局にてとりまとめ、本省に提出する。

なお、本年度においては、地域包括ケア推進都県協議会において介護保険事業（支援）計画に関する情報交換等を行うものとし、個別のヒアリングは原則行わないものとする。

## 第10期介護保険事業（支援）計画策定に向けての研修会（全地方厚生（支）局共催）

○　**計画策定準備セミナー**

第10期介護保険事業（支援）計画の考え方、策定の手順や構成等についての研修会

| | 内容 | 講演者 | 実施時期　※ |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 地域軸・時間軸を考慮した第10期介護保険計画の方向性を知る | 行政説明：厚生労働省老健局総務課　企画官　村中　秀行　氏<br>講師：中央大学経済学部　教授　小池　司朗　氏 | 令和８年５月25日 |
| 第２回 | 共生社会を実現するために認知症施策を考える | 行政説明：厚生労働省老健局　認知症施策・地域介護推進課　認知症総合戦略企画官　野村　晋　氏<br>講師：社会福祉法人浴風会　認知症介護研究・研修東京センター　センター長特命補佐　永田　久美子氏 | 令和８年７月２日 |
| 第３回 | 高齢者の安心な住まいの確保について | 行政説明：厚生労働省老健局　高齢者支援課　高齢者居住福祉専門官　落合　明美　氏<br>講師：日本社会事業大学専門職大学院教授　井上　由起子　氏 | 令和８年８月26日 |

※実施後、限定公開でアーカイブ配信

## 認知症施策に関する業務

○　**認知症施策セミナー　（７月２３日開催　集合研修）**

認知症の人が安心して外出できる地域づくりを目指すために、認知症高齢者の現状と対策等についてセミナーを開催

| 内容 | 講演者 | 実施時期　※ |
|---|---|---|
| 認知症高齢者の人が安心して外出できる地域づくり | 講師：社会福祉法人浴風会　認知症介護研究・研修東京センター　センター長特命補佐　永田　久美子氏<br>講師：埼玉県警察本部　生活安全部　人身安全対策課　課長補佐<br>ご本人及び支援者からの体験とメッセージ：かながわオレンジ大使及び活動パートナー（特定非営利活動法人マイway代表）<br>事例発表（静岡県富士宮市保健福祉部　高齢介護支援課） | 令和８年７月23日 |

※実施後、限定公開でアーカイブ配信

# 6　補助金等の交付に関すること①

| | |
|---|---|
| 地域支援事業交付金 | ● 地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。<br>● 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。<br>● 都県や市区町村からの交付金事務に係る疑義照会に対応する。<br>● 都県や都県を通じて市区町村の交付金担当者向けに交付金事務にかかる動画研修として、「地域支援事業交付金申請手続きについて」を厚生局YouTubeにて配信中。 |
| 地域医療介護総合確保基金 | ● 地域医療介護総合確保基金のうち、「介護施設等の設備に関する事業」（地域密着型サービス等）及び「介護従事者の確保に関する事業」について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。<br>● 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。<br>● 当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査、交付決定・交付額の確定等により把握し、都県に対する必要な助言及び支援を行う。 |
| 後期高齢者医療特別調整交付金 | ● 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、事業実施計画書の審査を行う。<br>● 厚生局では、管内の都県及び広域連合に対する意見交換会やヒアリングを実施し、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、都県及び広域連合に対する必要な助言及び支援を行う。 |

# 6　補助金等の交付に関すること②

## 地域支援事業に関する業務

○ **地域支援事業交付金の交付等**
地域支援事業交付金の交付事務（交付申請受付、審査、交付決定等）、申請自治体からの疑義照会対応

○ **地域支援事業交付金説明会**
自治体の新任者向けに地域支援事業交付金の申請手続き等について解説した動画を配信する

| 内容 | 講演者 | 配信時期※ |
|---|---|---|
| 地域支援事業交付金申請手続きについて | 関東信越厚生局　地域包括ケア推進課　地域支援事業交付金担当職員 | 令和８年10月以降 |

※限定公開でアーカイブ配信

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する業務

○ **後期高齢者医療特別調整交付金の交付にかかる審査等**
後期高齢者医療特別調整交付金の交付にかかる審査業務、申請自治体からの疑義照会対応

○ **ヒアリング（今年度下半期実施）**
管内市町村の一体的実施についての取組状況に関するヒアリングを実施（2自治体程度）

○ **意見交換会（今年度下半期実施）**
都県等の関係者による連携・協働を推進するため意見交換会を実施

# 7　伴走支援

## 市町村等に対する伴走支援事業

○ **地域づくり加速化事業**（本省担当課：老健局　認知症施策・地域介護推進課）

令和８年度は全国で21自治体が対象。当局が携わる支援対象自治体は下記のとおり

（**現地支援３回【茨城県大子町１回目支援８月実施、２回目10月予定、群馬県１回目支援８月実施、２回目10月予定**）、Webによる支援を３回行った後、報告会を実施する）

・厚生局主導型　　１自治体　　・都道府県主導型　１自治体

| 型 | 自治体 | 支援テーマ | アドバイザー（敬称略） | |
|---|---|---|---|---|
| 厚生局主導 | 茨城県<br>大子町 | 介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業、生活支援体制整備事業 | 公益社団法人国民健康保険中央会　課長代理 | 澤　美杉 |
| | | | ツツイグループ顧問　兼コンプライアンス室室長 | 松川　竜也 |
| 県主導 | 群馬県 | データに基づく県内市町村の現状分析と支援方針の決定、分析を踏まえた市町村伴走支援モデル事業の策定 | 国立保健医療科学院 | 大夛賀　政昭 |
| | | | 一般社団法人日本リエイブルメント協会　代表理事 | 中村　一郎 |

○ **在宅医療・介護連携推進支援事業**（本省担当課：老健局　老人保健課）

管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する

○ **高齢者住まい・生活支援伴走支援事業**（本省担当課：老健局　高齢者支援課）

高齢者の住まいについて課題の多い大都市部を中心に、住まい支援体制（居住支援協議会等）が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を対象として抽出

現時点において、今年度、当局が携わる予定の支援対象自治体は２自治体（東京都葛飾区、茨城県つくば市）

管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する

○ **自治体支援**

関東信越厚生局の自治体支援策として都県と協力して実施

# 8　関係省庁等との連携による取組

## 関東省庁間ネットワーク連絡会

**【目　的】**

地域包括ケア推進の観点から、関東地域に所在する国の地方支分部局が所管する各種施策に関して情報共有を図り、具体的な相互協力の可能性について意見交換等を行う。

**【日　程】**

6月２５日開催

**【参加各機関】**

- 関東信越厚生局　健康福祉課
  地域包括ケア推進課
- 関東農政局（農福連携）
- 関東経済産業局（ヘルスケア・官民連携）
- 関東地方整備局　住宅整備課（居住支援）
  交通対策課（道の駅の活用等）
- 関東運輸局（移動支援）
- 関東地方更生保護委員会
- 関東矯正管区
- 関東総合通信局
- 関東環境局

## 各機関との主な取組及び今後の予定

◆ 官民連携（経済産業局×厚生局）⇒「連携強化に関する覚書」に基づく活動
定例会議、自治体・企業ヒアリング、キャラバン隊、セミナーやイベントの共同開催（R8.4 官民連携情報交換会、R8.7 官民MEET）

◆ 移動支援（運輸局×厚生局）　⇒「連携の強化に関する協定」に基づく活動
定例会議、説明会やセミナーの共同開催（R8.6 医療・介護分野と交通分野の連携強化に関する合同セミナー）
地域の取組視察（R8.10月予定）

◆ 居住支援（関東地方整備局×厚生局）
合同セミナー（R9.1月以降予定）

◆ 農福連携（農政局×厚生局）
合同セミナー（R9.2月頃予定）

◆ 関係省庁連携に関するホームページの作成（予定）

# 9　老人保健健康増進等事業

## 令和８年度老人保健健康増進等事業について

公募テーマ

**「大都市等における「頼れる身寄りのない高齢者等」に対する支援に関する調査研究事業」**

（概要）

　管内の大都市等においては、独居世帯や頼れる身寄りのない高齢者等の増加が見込まれ、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務等に関する業務ニーズが増大することが予想される。特に都市に暮らす高齢者等は、個別性が高く複合的な問題を抱えている可能性が高い。国においては、地域の多様な主体による取組や適正な民間サービスの活用等に関する施策を推進しているが、これらの業務により地域包括ケアシステムのネットワークの中核を担う地域包括支援センターやケアマネジャーの業務の負担増大に繋がる可能性が高い。よって、当該業務に関わる地域包括支援センター及びケアマネジャーの業務の実態を把握し、関係分野の知見を結集し当該業務を円滑に実施するための課題の整理及び対応策等の検討を行う。

※　実施主体：地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター研究所　自立促進と精神保健研究チーム

⇒　都県を通じて市区町村の地域包括ケア担当部署へ調査票を回付

　　調査対象：　市区町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、社会福祉協議会

# 10　動画配信について

## 経　過

令和7年5月より「関東信越厚生局公式YouTubeチャンネル」を開設し、動画配信の環境を整えていただきました。
以降、動画の配信を開始し下記の３１本の動画を掲載しています。

## 動画配信済み

| 掲載開始日 | 内容 | 動画本数 | 視聴回数(R8/9/28時点) | 公開範囲 |
|---|---|---|---|---|
| R7 5/26 | 令和6年度老健事業報告会「在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及びスキルアップに関する調査研究事業」 | 6 | 1,453 | 一般公開 |
| R7 7/30～9/17 | 令和7年度地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編） | 4 | 464 | 限定公開 |
| R7 8/22 | 地域包括ケア「見える化」システム　情報登録方法について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） | 1 | 579 | 限定公開 |
| R7 8/26 | 令和７年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会 | 2 | 2,036 | 一般公開 |
| R7 9/2 | 地域支援事業交付金申請手続きについて | 4 | 1,254 | 限定公開 |
| R8 2/27 | 令和７年度第２回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会 | 4 | 152 | 限定公開 |
| R7 12/4 | 地域包括ケア新任担当職員研修 | 9 | 14,466 | 一般公開 |
| R8 7/28 | 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化のための研修会 | 1 | 101 | 限定公開 |

# 11 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供

- 保険医療機関が診療報酬を算定するにあたり満たすことを求められている施設基準については、保険医療機関は定例報告として毎年８月における届出状況を地方厚生（支）局長（窓口：指導監査課・都県事務所）に報告することとなっておりますが、このうち「在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院に係る報告書（様式11 の３）」については、在宅医療・介護連携推進事業における評価指標の活用等に有効であるとして、令和元年度より当課から各都県を通じて市区町村へ情報提供を行っておりました。
- 情報提供にあたっては、関係課及び都県事務所（指導監査課含む）には当課への情報提供等にご協力をいただいておりました。
- しかしながら、令和８年度診療報酬改定により当該報告書が定例報告の対象から外れる※こととなったため、**自治体への情報提供も終了することとなりました。**　　※施設基準の届出は引き続きあり

※　今後については、令和７年４月１日施行の医療法第30条の18の4に基づく「かかりつけ医機能報告制度」（令和８年４月より利用開始）において在宅医療の提供機能が報告対象となっており、レセプト情報・特定健診等情報データベース（ＮＤＢ）に基づいて訪問診療・往診・訪問看護・在宅看取りに関する診療報酬の算定回数やレセプト件数が都道府県に提供することとなったため、自治体にはこちらのデータを活用するようにご案内をしております。

厚生労働省 関東信越厚生局

在宅医療・介護連携セミナー

# 2040年を見据えた 新たな地域医療構想と 在宅医療・介護連携の方向性

参加費 無料

2040年に向けて医療・介護ニーズの増大が見込まれる中、新たな地域医療構想と在宅医療・介護連携の方向性について理解を深めるためのセミナーを開催します。行政説明と有識者講演を通じて、地域の実情に応じた持続可能な医療・介護提供体制の構築について考えます。

**日　時**　令和8年 2026 **10.19**（月）**13:30 ▶ 15:50**

※申し込み締切り：令和８年10月９日（金）まで

申し込み不要
YouTubeライブのＵＲＬをご案内いたします

**開催方法**　オンライン開催　（Ｚｏｏｍ・YouTubeライブ）

## PROGRAM

| 時間 | 内容 | 講師 |
|---|---|---|
| 13:30 | 行政説明<br>地域医療構想策定ガイドライン説明 | 厚生労働省　医政局<br>地域医療計画課<br>主査　　渡邊拓実　氏 |
| 14:20 | 基調講演<br>「2040年を見据えた医療・介護提供体制の課題と展望、データから予測する在宅医療・介護サービス提供体制の未来」 | 福岡国際医療福祉大学<br>学長　　松田晋哉　氏 |
| 15:40 | 質疑応答 | |

【お問合せ】
厚生労働省　関東信越厚生局　健康福祉部
●地域包括ケア推進課　　担当：太田　　永富　　吉田
電話：048-740-0793　　Mail： ktkousei166@mhlw.go.jp

●健康福祉部　医事課　　担当：井川
電話：048-740-0754　　Mail： kousou-kanshin@mhlw.go.jp

【お申し込み】

https://forms.cloud.microsoft/r/5ZiqvU8pvK

※開催２～３日前程度を目処に参加に必要なＵＲＬを送付します。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

# 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

**改正の趣旨** 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

**改正の概要**

## １．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

**⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備**

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

**⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化**

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

**⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実**

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

**⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援**

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

**⑸ 有料老人ホーム制度の見直し**

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

**⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し**

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

## ２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

**⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進**

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

**⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し**

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

**⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止**

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

## ３．支援基盤の強化等

**⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進**

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

**⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化**

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。



**施行日：令和９年４月１日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）**

# 1.（1） 小規模市町村における包括的な支援体制の整備



**人口減少や高齢化が進み、**生活上の課題も**多様化**しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・こども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。

## 見直し内容

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の３事業を一体的に実施する事業を新設します。

**①相談支援事業、②地域づくり事業**

- 身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を**受け止め**、住民の地域の支え合い活動を**支援します。**
- このため、**分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます。**

**③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業**

- 地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。

### ①相談支援事業

**一次相談対応**

こども　介護　障害　困窮

相談



地域住民

■身近な地域で多様な相談を受け止め、必要な支援やサービスにつなぎます。

**専門相談対応**

■専門的な対応が必要な場合は、都道府県や近隣自治体が後方支援し、適切な支援につなぎます。

都道府県　近隣市　専門職団体

### ③地域と福祉体制の協働強化

市町村（相談支援機関）

地域

### ②地域づくり事業

**地域活動コーディネート**

■住民が主体となって行う地域の支え合いの活動を広げるため、分野を超えて支えるコーディネーターを配置します。




地域活動コーディネーター

介護やこどもなどの福祉分野に加え、地域振興の役割も担い、分野を超えて活動を支えます。

**地域活動運営支援**

■住民が主体となって行う地域活動の運営を支えます。





施行日：令和９年４月１日

# 1.（2） 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

**中山間・人口減少地域**では、**「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」**が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

## 見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

### ① 特定地域サービス（※2）

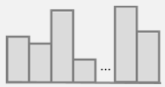
- **包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入**
- **人員配置基準の弾力化**（※3）
  （管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

### ② 特定地域居宅サービス等事業

- **市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託**

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定
（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。
（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

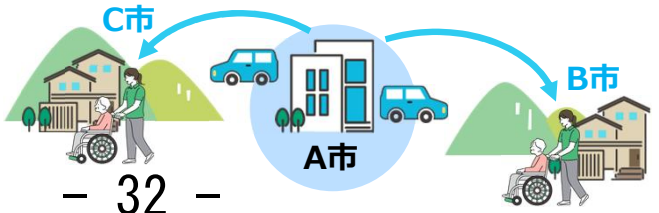
新たに創設

| | 現行（指定サービス） | 特定地域サービス（介護（予防）給付） | 特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業） |
|---|---|---|---|
| 地域 | 全国 | 中山間・人口減少地域 | 中山間・人口減少地域 |
| 人員配置基準 | 国の基準に従い、都道府県等が条例で規定 | 国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定 | 国の基準（※）をもとに市町村が決定 |
| 報酬等 | 全国一律の介護報酬 | 中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬 | 事業費（市町村が委託） |
| 報酬等イメージ | 出来高<br><br>1回○○円 | 包括的な評価を選択可能<br><br>月○○○円/人（包括的な評価） | 特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い |
| 類型 | 居宅・施設サービス等 | 居宅・施設サービス等 | 居宅サービス等 |
| 対象事業所の手続き | 指定 | 市町村に登録 | 市町村から委託等 |

（※）省令等に規定する予定

**特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース**

**通常の訪問エリアを超えて訪問**




**他のサービス事業所から訪問**






施行日：令和９年４月１日

# 1.（2） 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化



**高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要です。**
**「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。**

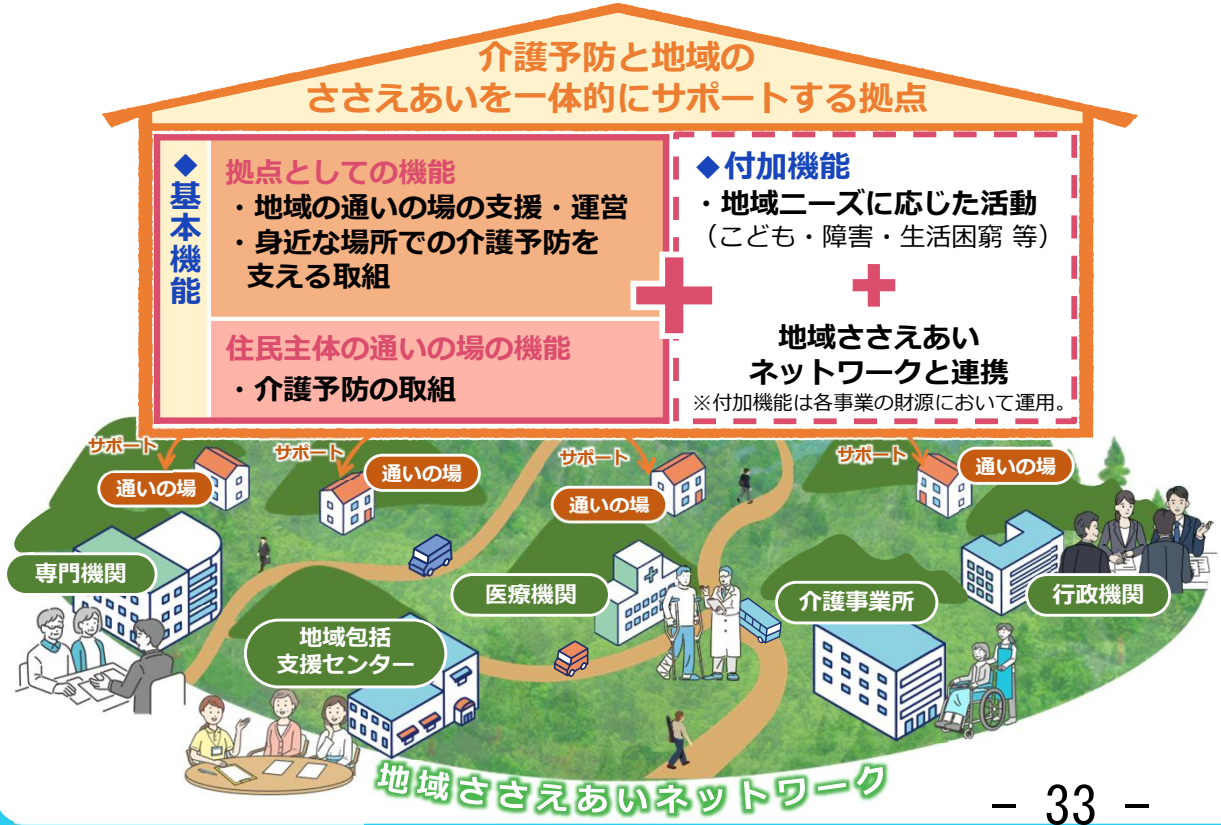
## 見直し内容

**地域の介護予防の拠点**として、 体操、会食、多世代交流 等の**多様な通いの場の取組**に加え、

- **地域にある通いの場の支援**（サテライト運営、移動手段の確保 等）
- **地域ニーズに応じて機能を拡充し**（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、**こども・障害等の分野を超えた連携を促進**します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。




### 分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、
次のような取組を行います。

**事例①**

- **子育てサークルの活動支援**
- **障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置**

**事例②**

- **子ども食堂の開催**
- **専門職による生活困窮者向けの相談会の開催**





施行日：令和９年４月１日

# 1.（3） 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活を続けるよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、**これまで**家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**



## 見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業**を、**第二種社会福祉事業**として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。

**対応すべき新たな課題**

**社会状況の変化**
- 単身世帯等の増加
- 成年後見制度の見直しの動き

**生活上の課題の例**
- 緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- 医療費等の支払いが難しい
- 亡くなった後の手続きを行う人がいない
- 空き家や家財の処分ができない

| | 福祉サービス利用援助事業 | | 法改正後 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 |
|---|---|---|---|
| 対象者 | **判断能力が不十分な者** | 拡充・発展 | **頼れる身寄りがいない高齢者等** ＋ **判断能力が不十分な者** |
| 事業内容 | **日常生活支援**<br>・福祉サービスの利用援助<br>・日常的金銭管理サービス<br>・書類等の預かりサービス | | **日常生活支援**（福祉サービス利用援助事業同様）<br>＋<br>**入院入所等手続支援**<br>（例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など）<br>**又は**<br>**死後事務支援**<br>（例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など） |
| 利用料 | **無料**又は**低額** | | 資力の要件に該当する者は**無料**又は**低額** |

## 見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける**（※１）とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進**（※２）し、**課題解決を進めます。**

（※１）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※２）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



施行日：①法律の公布後２年以内に政令で定める日、②令和９年４月１日

# 1.（4） 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、
**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

**見直し内容**

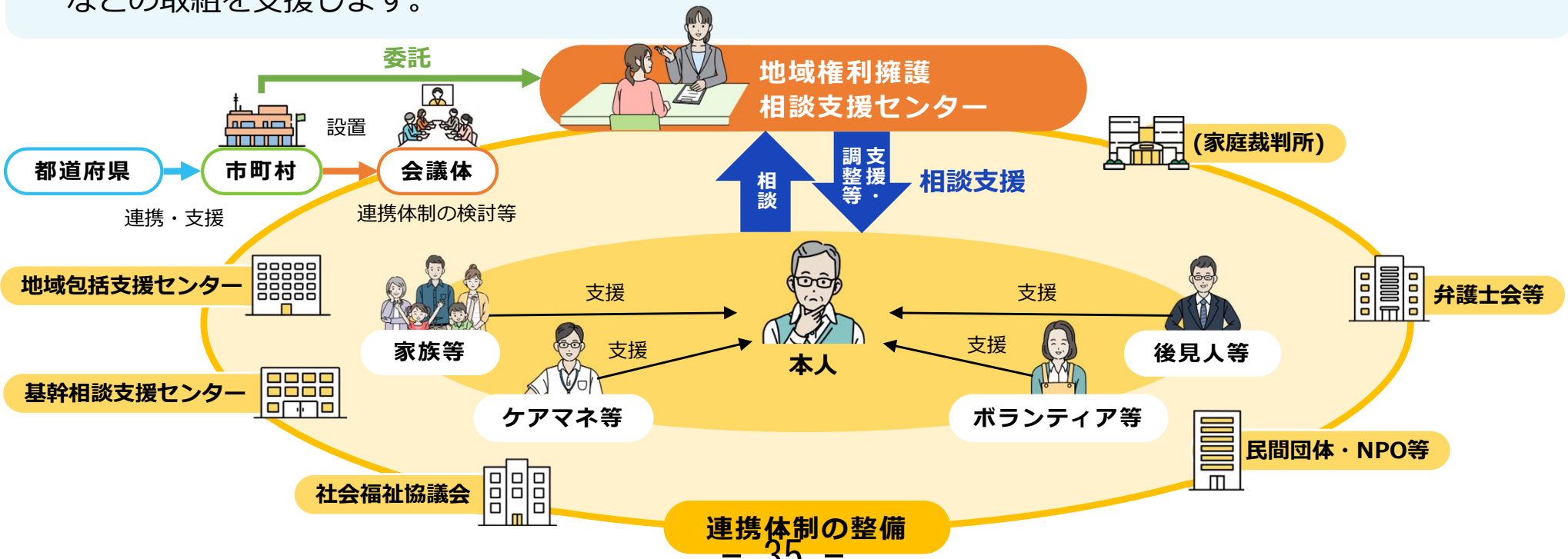
**権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、**市町村に対して、

- **権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施**
- **地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備**

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置

などの取組を支援します。

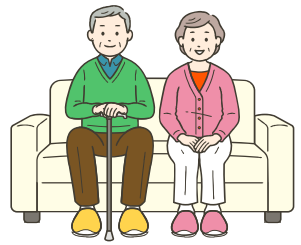





施行日：令和９年４月１日

# 1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し（現行制度と課題）





●**有料老人ホーム**には、
**・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」（介護保険指定あり）**
**・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」**
の２類型があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、**中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接**しています。しかし、**制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題**となっています。

●**「住宅型ホーム」**では、**併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供**といった、**いわゆる「囲い込み」の課題**も指摘されています。

## 有料老人ホームについて

**有料老人ホーム**（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）＊1

**「住宅型」有料老人ホーム**
- **施設数：約２万棟**（うち、サ高住（注） 約7千棟）
- **定員数：約63万名**（うち、サ高住 約24万名）

**「介護付き」有料老人ホーム**（特定施設*2）
- **施設数：約5千棟**（うち、サ高住　約800棟）
- **定員数：約32万名**（うち、サ高住　約3万8千名）

（注）サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。　※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

### ＊1　有料老人ホーム

**老人福祉法**に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

<①～④のいずれかを提供>
①食事の提供　②介護（入浴・排泄・食事）の提供
③洗濯・掃除等の家事の供与　④健康管理

※　運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）
※　サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

### ＊２　特定施設入居者生活介護

**介護保険法**に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※　居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。
※　介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

# 1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)



## 見直し内容

**有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。**

### いわゆる「囲い込み」対策の強化

**登録制の導入** 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（※1）について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

（※１）対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

**① 事業者間の独立性の確保** 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」について、
- **相談支援（ケアマネジメント）事業者**
- **介護サービス事業者**

の独立性を確保する措置（※2）を導入します。

（※２）特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理 等

**② 新たな相談支援類型の導入** 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で
- **ケアプラン作成**
- **地域生活相談（地域活動等の参加への支援）**

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します（※3）。
（登録施設介護（予防）支援）

（※３）当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

**③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設** 老人福祉法

有料老人ホーム協会による**入居者紹介事業**の**優良事業者認定制度を創設**します。

### 「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

**① 基準・規制の整備** 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、
- **運営・人員基準**（※4）
- **利用者保護に関する規制**

を導入します。

（※４）現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

**② 適切な支援・サービス利用確保の責務** 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」に対し、
- **新たな相談支援類型による適切な相談支援**
- **適切な介護サービスの利用**

**を確保する責務**を規定します。

**③ 新たな相談支援類型の導入（再掲 ※左記参照）** 介護保険法

**④ 利用者負担の均衡** 介護保険法

**新たな相談支援類型**については、**「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担（原則として１割）を求めます**（※5）。

（※５）費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

（＊）登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。



施行日：令和９年４月１日、法律の公布後２年以内に政令で定める日又は法律の公布後３年以内に政令で定める日（円滑な移行のための所要の経過措置を設ける）

# 1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し（新たな相談支援の仕組み）

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

**＜新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ＞**



**ホーム入居者**

入居契約
（介護保険外）
↓
契約に基づく
利用料

利用契約
（介護保険給付対象）
↓
契約に基づく
利用料

サービス利用契約
（介護保険給付対象）
↓
契約に基づく
利用料

参加・交流

**対等な立場で情報共有（本人の生活状況の聴取等）**

**介護サービスの調整＋地域とのつながりを支援**

**① 登録住宅型ホーム事業者**

・居室・食事の提供等



**② 登録施設介護（予防）支援事業者**

・ケアプラン作成
・介護サービスの調整
・**地域生活相談**
（地域活動等の参加への支援）



※ケアマネジャーの中立・公正な立場が損なわれることのないよう配慮。

**③ 介護サービス事業者**

＋

**地域活動等（参加・交流（※））**

（※）本人の意思を踏まえて

**①～③の各主体の間の独立性・透明性を制度上担保**

※　特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

# 1.（6） 介護保険事業(支援)計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えると見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

## 見直し内容

### ① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業（支援）計画において、

- **介護サービス量の中長期的な推計**
- **将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策**

を必ず記載することとします。

2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



### ② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、

- **医療と介護の連携の状況**
- **有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員**

を勘案することとします。

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。



### ③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化（※）

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における

- **人材確保**　● **生産性向上**　● **経営改善**

に向けた取組と目標を明記します。

将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※　障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

**将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。**



施行日：令和９年４月１日

# 2.（1） 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

**人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。**また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、**関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要**です。



## 見直し内容

### ① 福祉人材確保のための協議会の設置

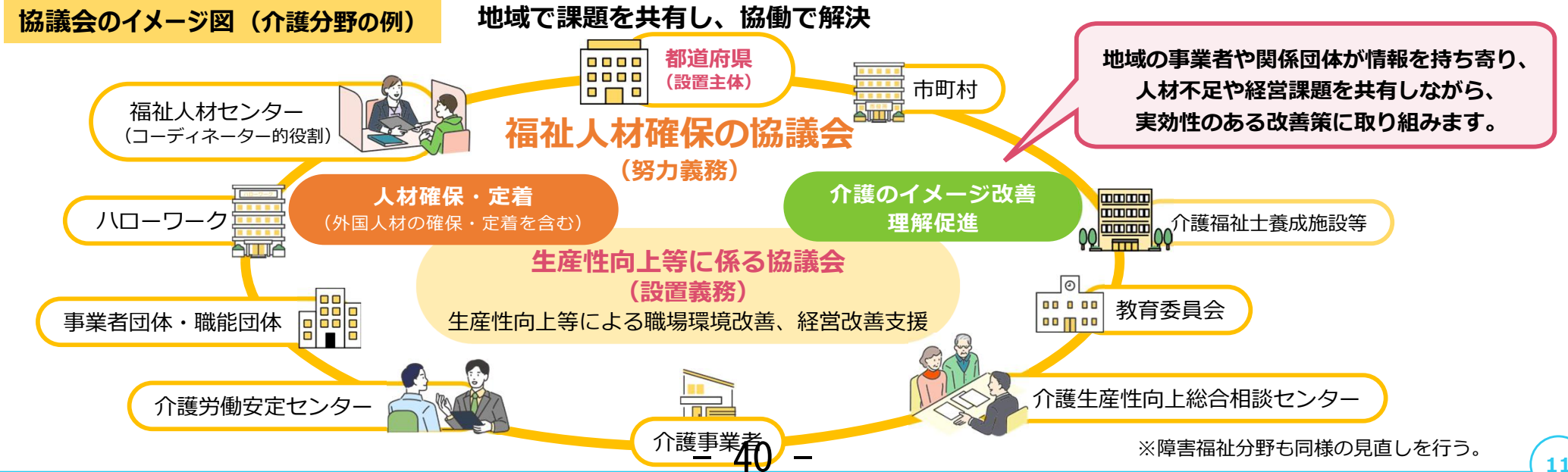
公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

### ② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※１）

公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※２）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※１）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※２）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など

**協議会のイメージ図（介護分野の例）**




※障害福祉分野も同様の見直しを行う。



施行日：令和９年４月１日　※障害福祉分野については、法律の公布後３年以内に政令で定める日

# 2.（2） 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

介護福祉士は、専門的な知識と技術をもって心身の状況に応じた介護を行うことを業とする**国家資格**です。
介護現場において中核的な役割を担う人材の確保が求められる中、
**国家資格としての信頼性の確保と質の向上を図る**ため、現在の経過措置を見直します。



## 見直し内容

### ① 経過措置の要件の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。
**卒業後６年目以降について、５年間介護の業務に従事した場合に資格が継続する仕組みは終了します。**
（※国家試験に合格すれば、引き続き介護福祉士として活躍できます。）

### ② 准介護福祉士資格の廃止

暫定的に設けられていた**准介護福祉士資格は廃止します。**
（既に資格を有している方の資格は引き続き保持されます。 ）





| | 卒業時点 | 卒業後１～５年目 | 卒業後６年目以降 |
|---|---|---|---|
| 現行（～令和８年度卒業者） | 試験不合格 | 介護福祉士　経過措置期間（卒業後５年） | ５年間従事の場合 介護福祉士 |
| | | | 従事しなかった場合 資格なし |
| 見直し後（令和９年度～13年度卒業者） | 試験不合格 | 介護福祉士　経過措置期間（卒業後５年） | 国家試験に合格しなかった場合 資格なし |



施行日：①公布日、②令和９年４月１日

# 2.（3）ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、５年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。
一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



## 見直し内容

### ① 更新制の廃止

**研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止**します。

### ② 研修の在り方の見直し

**専門職としての質の確保・向上は引き続き重要**であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします。**

（※）あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

### ③ 事業者の役割の明確化

**事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。
（例：受講時間の確保、受講状況の確認 等）

### 現行の更新研修（２回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね４～９日前後）に受講

| 研修科目 | | 時間 |
|---|---|---|
| 講義 | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 | 3 |
| | ケアマネジメントの実践における倫理 | 2 |
| | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解 | 2 |
| 講義／演習 | ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 | 25 |
| 合　計 | | 32 |

### 見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはなくなります。

- 一定期間（例：５年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や（※）、オンライン受講を推進します。

（※）研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。



施行日：法律の公布後１年６月以内に政令で定める日

# 3.（1） 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

少子高齢化や人口減少が進む中、小規模な社会福祉法人が単独で事業を継続していくことは、今後ますます難しくなることが見込まれます。

**これまで社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など参加法人への支援を中心に活用**されてきましたが、**地域の福祉サービスを将来にわたり維持していくため、制度のさらなる活用が求められています。**



## 見直し内容

地域に必要な社会福祉事業等を維持し、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進するため、制度の見直しを行います。

| | 現状・課題 | 法改正後のイメージ |
|---|---|---|
| 社会福祉連携推進法人 | 社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など、参加法人に対する支援を実施 | 社会福祉連携推進法人も、地域で必要とされる第二種社会福祉事業を実施可能に |
| | 法人運営に係る事務負担が重い | 代表理事再任時の認可を不要とし、事務負担を軽減 |
| | 既存の施設や不動産について、貸付条件の調整が難しく、有効活用が進みにくい | 地域の福祉サービスの継続を目的に、土地・建物等の活用を支援 |
| 社会福祉法人 | 既存の施設等を有効活用する必要性 | 解散時の残余財産を地方公共団体に帰属可能とし、福祉目的で活用 |

**社会福祉法人が連携・協働しながら、**
**地域に必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を強化します。**



施行日：令和９年４月１日

# 3.（2） 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化




令和６年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。
高齢者や乳幼児、障害のある方など、**支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。**

## 見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

### ① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化

災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

### ② 派遣を支える仕組みの整備

DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。
また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

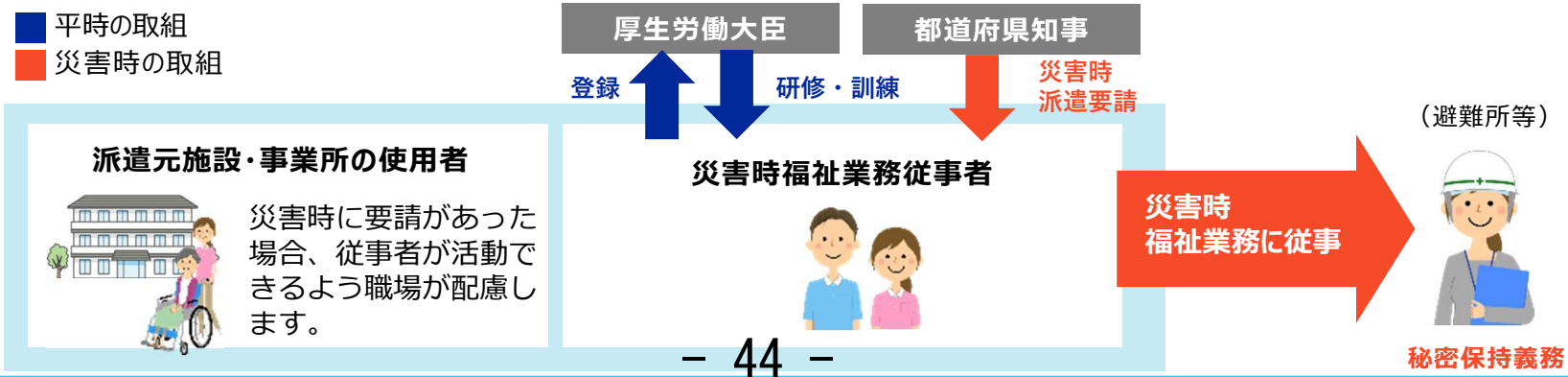
**DWAT**

**災害時に高齢者等を支える専門福祉チーム**

DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

**DWATの平時からの体制づくりのイメージ**

**福祉と防災の連携を平時から進めます。**






施行日：令和９年４月１日

# その他の改正事項

## ■ 社会福祉法関係

- **多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのため**に、**市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化**する。
- **課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能**とする。また、**重層的支援体制整備事業実施計画**の記載事項に、**事業の目標・評価に関する事項を追加**するとともに、**計画の定期的な見直しを行う**こととする。
- **福祉事務所を設置していない町村**において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する**自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努める**こととする。
- 福祉分野にとどまらず、**消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携**を推進するため、**地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付ける。**

## ■介護保険法関係

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の**事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定**する。
- **夜間対応型訪問介護を廃止**し、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合**する。
- **介護被保険者証**について、**電子資格確認を導入**するとともに、**資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。**
- **要介護認定等の申請代行**が可能である者について、**ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設**（※）**を追加**する。

  （※）認知症ＧＨ、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護　等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえた、**特定福祉用具販売に関する規定の整備**を行う。